

静岡県立大学大学院委託生規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 71 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第 30 条の規定に基づき、委託生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入れ許可)

第 2 条 委託生の受入れは、当該研究科委員会又は学府委員会の選考を経て、学長が許可する。

(委託生の資格)

第 3 条 委託生となることのできる者は、次の各号に掲げる公的機関に所属する職員で研究のため派遣された者とする。

- (1) 静岡県の知事部局及び各種委員会
- (2) 静岡県内の市町長部局及び各種委員会
- (3) 前号に準ずる公的機関で学長が特に認めたもの

(委託の申請)

第 4 条 前条の機関の長は、その所属職員を委託しようとする場合、次の各号に定められた書類により、当該研究科長又は学府長を経て、学長に申請しなければならない。

- (1) 委託生入学申請書
- (2) 本人の履歴書（写真）
- (3) 本人の最終学校の卒業（修了）証明書
- (4) その他指定する書類

(費用の負担)

第 5 条 委託生の研究料等は徴収しない。ただし、実験、実習等に要する特別の費用は、委託生の負担とする。

(受入れ期間)

第 6 条 委託生の受入れ期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

(準用)

第 7 条 静岡県立大学学則及び静岡県立大学大学院学則中、学生に関する規定は、委託生に準用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。